

人吉市農業委員会定例総会
(第6回)

令和7年6月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和7年6月25日

人吉市役所 2階 201会議室

議事日程

日程第 1	議第 33 号	農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2	議第 34 号	農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3	議第 35 号	農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4	議第 36 号	農用地利用集積等促進計画（案）について
日程第 5	議第 37 号	非農地証明願について

○ 出席農業委員（9名）

会 長	10番	上 野 博 司
職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	湊 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	中 村 郁 子
同	18番	椎 葉 徹
同	19番	元 田 和 弘
同	20番	赤 池 親

同	2 1 番	迫 田 公 江
同	2 2 番	仲 村 建 彦
同	2 3 番	北 山 加 一 郎
同	2 5 番	東 照

○ 欠席した委員

農業委員 7 番 永 田 正 輝

○ 欠 員

推進委員 2 4 番

議事録署名農業委員 1 番 向 岩 敏 雄

議事録署名推進委員 2 0 番 赤 池 親

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	竹 内 常 泰
係	長	豊 永 英 紀
主	任	湊 田 奈 緒 美
再 任 用 職 員		坂 井 正 子

開会 9 : 3 0

○（議長）おはようございます。本日は7番委員から欠席届が出ております。

本日の会議は、出席委員数が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和7年第6回人吉市農業委員会定例会を開会いたします。本日の議事録署名委員に1番委員、20番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第33号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第1・議第33号 朗読

○（議長）1番から2番について1番委員の調査報告をお願いします。

○（１番委員）おはようございます。議第３３号、農地法第３条の許可申請に対する１番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は１筆で２,９１４㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の廃止と譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地はタブレット端末の位置図１ページのとおりです。申請地は湿田のため現在、耕作はされておらず、譲渡人が年に数回ほど草払いをされておられましたが、年齢的にも体力的にも無理だと感じ２年前ほどから話をされておられ、今回の申請になったということでした。譲受人は取得後、さつまいもを作る予定です。備考にありますように農地所有適格法人ということで主たる事業は農業です。私も申請地の近くを通りますが、申請地の上のほうにもさつまいもを作っておられ、度々来て作業をされているようです。さつまいもを栽培した後の販売については、干し芋などにして売る予定になっているようです。地域の草払いや溝さらいについては年に数回、実施しておりますので、積極的に参加していただくように確約を取っております。次に調査書をご覧ください。調査の結果、１番、６番はいずれも該当せず、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくをお願いします。

続いて議第３３号、農地法第３条の許可申請に対する２番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は２筆で１,０９８㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地はタブレット端末の位置図２ページのとおりです。譲受人の農作業歴はこの地区で６０年ほど作業をやっておられまして、現在もこの地区で１１,１７４㎡の田んぼをやっておられますが、今回の遊水地計画の中に９０％ほどはかかる予定になっていて、田んぼが少ししか残らないということで、今回の申請地を求められたということです。譲受人は８０歳ですが、私が訪問した際にもちょうど田植えの最中で、年齢的にも問題なくバリバリとやっておられました。もし、自分が出来なくなった時には同じ町内に住むお孫さんが作る予定になっているとのことでした。次に調査書をご覧ください。調査書の１番、４番、６番はいずれも該当せず、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。

まず、１番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番の報告について質疑はありませんか。
- (16番委員) 今回の農地は遊水地にはかからないのでしょうか。
- (1番委員) かかりません。
- (16番委員) 最近、他の地区でも遊水地の計画がありますが、その工事にもかからないのでしょうか。
- (1番委員) 場所的には毘沙門堂の下所になりますが、地区の一番上のところになります。橋から下が遊水地計画にかかるということです。
- (16番委員) 分かりました。
- (議長) ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
日程第2・議第34号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- (事務局係長) 日程第2・議第34号 朗読
- (議長) 1番について9番委員の調査報告をお願いします。
- (9番委員) おはようございます。農地法第4条の許可申請に対する1番の調査報告をいたします。議案書とタブレットの位置図をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分は農用地内となっております。面積は2筆ございまし

て、213㎡のうち50㎡、もう1筆が252㎡、合計の302㎡となっております。申請人は記載のとおりでございます。転用目的、転用理由といたしまして農業用施設用地並びに農業用施設の建設となっております。申請人は令和2年豪雨災害で被災されて、その翌年の令和3年には牛舎を申請地の近くに再建され、現在に至っています。今回、畜産関係の農機具及び小農具、牛の敷料のノコクズなどを保管する場所が欲しいということで今回の申請をされたところでございます。事業計画ですが、建築物の面積は149㎡、駐車場が153㎡です。この近くはほとんど申請人が牛の放牧地として利用されている農地でございます。直線距離にして100mぐらいのところに新しく温泉施設や個人住宅が2軒ほどございますが、今までも何ら問題なくやってきたということでございます。給排水計画についてですが、生活雑排水や污水も発生しませんし、雨水については自然浸透にて処理をするということです。建設のほうは造成をせずに、現状のまま鋼管パイプで建設をされるということでございました。コンクリートなども打たないということでした。もし、隣接農地とトラブルがあった場合には双方で協議をしてから解決をするということでございました。実質審査表をご覧ください。申請地は農用地区域内農地でございます。農地の区分と転用目的は、申請地は農用地区域内農地であるが、農業用施設、その他地域の農業の振興に資する施設の用に供するためのものである、農業振興地域整備計画の達成に支障が無いと認められることから、農地転用の不許可の例外事由に該当し許可は可能である。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番、10番は適当と判断をいたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。2番について6番委員の調査報告をお願いします。

○（6番委員）おはようございます。議第34号、農地法第4条の許可申請に対する2番の調査報告をお願いします。まずは、議案書をご覧ください。地目は畑、農振区分は農用内で面積は転用する分については、320㎡となっております。申請人は記載の

とおりでございます。転用目的は堆肥舎と農業用倉庫及び柵となっております。農地の区分は農振農用地区域内農地でありまして、都市計画用途指定区域外であります。着工と完了は記載のとおりでございます。用途区分変更済みでございます。既転用で始末書も出ておりますが、これについてはコンクリートで埋設の34本の柵がございしますが、その分についての始末書でございます。始末書を読み上げます。「私が所有する申請地は、農地でありながら牛舎建設に伴い、囲いの支柱34本にコンクリート基礎をしてしまいました。これは、時期は定かではありませんが、私が建設依頼したものです。申請地は農地であるとの認識はありましたが、囲いの支柱にコンクリートの基礎をすることが法令に違反するなどと思ってもいませんでした。法律に疎いことが理由にならないことは重々承知しており、申請地に関し、農地法違反の状態が続いていることを深く反省し、お詫び申し上げます。今後はこのようなことがないよう農地法等関係法令を遵守します」ということで始末書が出ております。次に位置図と実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりでございます。農地の区分と転用目的は、申請地は農用地区域内農地であるが、農業用施設、その他地域の農業の振興に資する施設の用に供するためのものであるもので、農業振興地域整備計画の達成に支障が無いと認められることから、農地転用の不許可の例外事由に該当し、許可は可能であるとなっております。次に一般基準でございますが、1番、3番、6番、8番、10番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。最後になりますが、以前、畜舎の建設の申請の際にもありましたが、今回の申請についても近隣の方の同意が取れていない状況でございます。これは申請の理由の一つではございませんが、日頃からの近隣の方との付き合い方あたりが今後は大切であると思っておりますので、このような事案が続いた場合には、そのようなことで調査をいたしたいと思っております。以上でございます。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

日程第3・議第35号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第３・議第３５号 朗読

○（議長）１番について２番委員の調査報告をお願いします。

○（２番委員）議第３５号、農地法第５条の許可申請に対する１番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は１筆で１,６９２㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は分譲用地となっております。農地の区分は第３種農地で都市計画用途指定区域内となっております。申請はタブレットの位置図をご覧ください。補足ではありますが、申請地は農地パトロールでも何度も確認をしております、譲渡人の方は遠方にお住まいということもありまして、耕作はされておらず、毎年、農地パトロールでも保全がされていなければＡ判定かなという所で見えていた土地でした。本件申請地は南側農地が近隣の保育園の体験用の農地、西側に少し栗が植えてある状況になっております。続きまして実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで、農地の区分は第３種農地です。一般基準は１番、３番、６番、７番、８番は適当と判断しました。総合判断としまして、隣地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。１番の報告について質疑はありますか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって１番は原案可決いたしました。

日程第４・議第３６号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第４・議第３６号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、１番と２番は９番委員本人、１５番は私が組合員の法人、１８番は１番委員の親族となっております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたし

ます。関係委員の出席を許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○(事務局 坂井) ご報告の前に一点訂正をお願いします。3ページをお開きください。

利用権設定等状況一覧表になります。16番と17番の借り手は同一人物でありながら、経営面積の数値に違いがあります。17番の印字にある「10, 317」が正解ですので、16番も「10, 317」に訂正をお願いします。それに伴いまして、合計の数値も「11,089」に変わります。訂正よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料をご覧ください。令和7年6月24日付で人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)についての意見決定を求められております。

1ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。左側の今回の分は「田」が45,913㎡、「畑」が4,072㎡、合計の49,985㎡になります。一番下の所有権移転は0でした。本年累計は右側のとおりです。

次に2ページをご覧ください。農地中間管理機構の利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が21件、再配分が0件、計の21件ありました。利用権の転貸の「田」が45,913㎡、「畑」が4,072㎡、合計で49,985㎡でございます。以上、報告を終わります。

○(議長) ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○(議長) 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時00分まで各自で審査をお願いします。

(各自審査)

○(議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○(6番委員) 促進計画の出し手については10年だと思っていたのですが、今回、5年となっておりますが、それで間違いは無いのでしょうか。

○（事務局 坂井）基本的には10年と以前から私も聞いておりまして、同じ質問をしました。基本的には10年ですが、どうしても5年でなければいけない方がいらっしまったみたいでそれで5年という期限を設けていると聞いております。以上です。

○（議長）たぶん出し手が10年で受け手が5年を2回してもよかったと思います。

○（事務局 坂井）基本は10年となっております。

○（6番委員）認められているということでしょうか。

○（事務局 坂井）基本的には出し手から中間管理機構に10年、そして中間管理機構から受け手には5年、5年でもいいですし、10年でもいいとなっております。それが、基本だと思いますが、今回、5年となっておりますので、担当者へ聞いております。どうしても出来ないということで、確認したところ過去にもありましたので、そのように中間管理機構は認めているようです。

○（議長）受け手が高齢化になってくると、なかなか10年というのも難しくなってくると思います。

ほかに質疑はございませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）それでは、質疑もないようですので、採決いたします。

1番、2番、15番、18番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の1番、2番、15番、18番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第５・議第３７号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第５・議第３７号 朗読

○（議長）１番について１２番委員の調査報告をお願いします。

○（１２番委員）おはようございます。議第３７号、非農地証明願について１番の調査報告を行います。議案書の５ページをご覧ください。願出人、土地の所在、地目、面積は記載のとおりでございます。今月の１３日に私と１番委員、事務局の３名で現地調査をしました。この土地は、下原田町の西人吉駅から２００ｍほど北にある土地です。形状としては、幅員が８ｍから２．５ｍと物凄く細長い農地になり、隣接する東側は非農地、南側と西側は市道、北側は宅地となり、農地との繋がりはありません。申請地は周囲が住宅地のため草刈りをされ、管理されておりますが、狭いうえに細長く、農地の中には石も多く、状況から見て農地を継続して耕作することは不可能と判断をいたしました。よって、調査の結果、適当と判断しましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

１番について異議なしの方挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）よって原案可決いたしました。

２番について１３番委員の調査報告をお願いします。

○（１３番委員）おはようございます。議第３７号、非農地証明願の２番について調査報告をします。この案件については、令和７年６月１３日に私と１番委員、事務局と現地調査を行いました。非農地証明の願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで、面積は１５４㎡です。申請地は中神町大柿の集落を通る県道人吉水俣線沿いにある毘沙門堂の向かいにある農地です。令和５年度からＡ判定の農地で現在も荒れ果てており、草丈も高くなっている状況です。また、農地は湿田で面積も狭小のため、協議をした結果、非農地証明基準の３のイに該当し、非農地証明書の交付について

は、適当と判断をしました。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

2番について異議なしの方挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和7年第6回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 10時5分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員